令和８年度 北九州市放課後児童クラブにおける
長期休暇期間中の昼食提供支援業務委託
仕　様　書

１　委託業務名

令和８年度　北九州市放課後児童クラブにおける長期休暇期間中の昼食提供支援業務

２　契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日

３　業務概要

長期休暇期間中に北九州市放課後児童クラブ（以下、「クラブ」という。）を利用する児童の保護者の負担軽減を目的とし、①昼食提供が可能な事業者の開拓　②クレジットカード及びバーコード決済が可能なアプリへの事業者登録支援　③アプリ使用料の支払い　④各クラブへの使用方法の説明及び必要物品の運搬　⑤注文状況一覧表の作成及び対象クラブへの一覧表の提供　⑥利用者のためのコールセンター開設及び運営　⑦利用促進のためのチラシ等作成　⑧委託期間中に利用者及びクラブへのアンケートの実施及び集計　⑨昼食提供に係る配送支援料（一日の配達箇所数に応じた支援額）の支払いを行う。

４　業務内容

① 昼食提供が可能な事業者の開拓

昼食提供業者は、以下の条件を満たす事業者とすること。（１）クラブの昼食時間までに配達が可能　（２）大量注文や少量注文に対応可能　（３）子ども向けの昼食提供が可能　（４）前日までの注文キャンセルが可能

②クレジットカード及びバーコード決済が可能なアプリへの事業者登録支援

利用が促進されることを目的に、業者間でアプリ内画像や宣伝の仕方に差がでないよう調整し、事業者のアプリへの登録を支援すること。

③アプリ使用料の支払い
利用者が注文し、決済の度に発生する決済手数料などアプリ使用料をアプリ管理会社に支払うこと。
なお、アプリは、保護者の混乱防止の観点等から、昨年度利用した株式会社ペコフリーのアプリ使用を推奨するが、利用者への十分な周知や説明等、スムーズな移行が可能であれば他のアプリ等の利用も可能とする。

④各クラブへの使用方法の説明及び必要物品の運搬
各クラブへアプリ使用方法の説明に出向くとともに、必要な物品（保冷剤及び保冷バッグ）等を運搬すること。

⑤注文状況一覧表の作成及び対象クラブへの一覧表の提供
配達日の前日の１５時までに注文情報の一覧表（児童名・注文の弁当名・提供事業者名）を作成し、対象クラブへ情報提供すること。また、委託者とも情報共有すること。なお、情報提供の際には、対象クラブ以外の注文情報が入らないよう注意すること。

⑥利用者のためのコールセンター開設及び運営
コールセンターを開設し、利用者からの問い合わせ及び苦情に対応すること。

⑦利用促進のためのチラシ等作成
利用促進のためのチラシ等を作成し、利用者及びクラブへ情報提供すること。

⑧委託期間中に利用者及びクラブへのアンケートの実施及び集計
利用者及びクラブへアンケートを実施し、結果を集計した資料を作成すること。なお、アンケートの内容については、事前に委託者と協議すること。

⑨昼食提供に係る配送支援料（一日の配達箇所数に応じた支援額）の支払い
昼食提供業者に対し一日の配達箇所数に応じて配送支援料を支払うこと。
配送支援料は配達１件（１クラブ）ごとに日額５００円とする。

５　利用対象者

北九州市放課後児童クラブに登録している児童の保護者。

６　費用負担

（１）昼食製造及び配送に係る費用：昼食提供事業者が負担

（２）昼食料金：利用者が負担

（３）昼食提供事業者の開拓、アプリへの登録支援、アプリを使用しての注文決済時に発生するアプリ使用料、注文状況一覧表の作成、コールセンター開設及び運営、アンケートの実施及び集計、配送支援料（一日の配達箇所数に応じた支援額）：本業務の受託事業者

但し、アプリ使用料については冬期休暇期間終了時における注文数に応じて、別途変更契約を実施する。

注文数	委託料増減額
１０,０００以下	１００万円減額
１０,００１～１１,０００	６０万円減額
１１,００１～１２,０００	３０万円減額
１３,００１～１４,０００	１５万円増額
１４，００１～１５，０００	３０万円増額
１５，００１～１６，０００	４５万円増額
１６,００１～１７,０００	６０万円増額
１７,００１～１８,０００	７５万円増額
１８,００１～２３,３９９	１００万円増額
２４,０００以上	２００万円増額

７　対象のクラブ

別紙「長期休暇期間中の昼食提供支援実施クラブ一覧」のとおり

８　昼食提供実施日

（１）令和８年度夏季休暇期間（１６日間）

７月２１日（火）、２２日（水）、２３日（木）、２４日（金）、２７日（月）、２８日（火）、２９日（水）、３１日（金）、８月３日（月）、４日（火）、５日

（水）、7日（金）、１７日（月）、１８日（火）、１９日（水）、２１日（金）

（２）令和８年度冬季休暇期間（４日間）

１２月２５日（金）、１月４日（月）、５日（火）、６日（水）

（３）令和８年度春季休暇期間（４日間）

３月２４日（水）、２６日（金）、２９日（月）、３０（火）、

以上、合計２４日間の実施とすること。但し、日程の変更も可能であり、変更については双方協議の上で定める。

９　その他

（１）受託者は、常に委託者と連携を図り、業務を遂行するよう努めること。

（２）受託者は、本業務により知りえた情報を外部に漏洩しないこと。

（３）キャンセル受付時間外のキャンセルのために発生する昼食料金は、利用者が負担するものとする。

（４）履行期間終了後、速やかに実績報告書等必要な書類を提出すること。

（５）本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

（６）受託者の責任範囲は、指定場所への昼食の配送、引き渡し完了までとする。